

# 財政学

## 小塩隆士『コア・テキスト 財政学』 第2章の補足

2004.10.19

### 2.1 予算の仕組み

財政は予算に基づいて運営される。  
予算制度とは、予算の編成、審議、執行、検査の過程を通じて財政が運営されていくことをいう。  
予算制度の中核をなすのが予算。

#### 財政民主主義

財政は、政府の経済活動である。  
財政が運営される仕組みを財政制度という。  
財政制度は、憲法や各種法律によって形作られている。

財政制度を形作る理念となるのが「財政民主主義」である。  
民主主義国家においては、財政は民主的に運営されなければならない、  
つまり、国民が財政をチェックし、コントロールできなければならない、という考え方。

#### 財政民主主義の基本的諸原則は憲法で規定

- \* 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて行使（憲法 83 条）
- \* 新税創設変更は、法律または法律の定める条件による（憲法 84 条）  
（租税法主義）  
国費の支出、債務の負担は国会の議決に基づく（憲法 85 条）
- \* 国会による予算の審議、議決、財政報告の義務付け（憲法 86、91 条）
- \* 決算の会計検査院の検査と国会提出（憲法 90 条）
- \* 予算の衆議院の先議権と自然成立（憲法 86 条）

#### 予算制度の原則

- \* 公開の原則（憲法 91 条、財政法 46 条）
- \* 単一性の原則  
収支は、単一の予算に計上されるべき。  
国庫統一の原則……ノン・アフェクティオン (non-affectation) の原則ともいう。

財政規模の拡大と機能の多様化から、単一予算制度の厳格な適用は困難。  
実際には一般会計以外に、特別会計、政府関係機関予算等の予算がある。

- \* 完全性の原則（財政法 14 条）  
「歳入歳出は、すべて、これを予算に編入しなければならない。」  
総計（総額）予算主義の原則ともいう。
- \* 明瞭性の原則  
予算は、わかりやすく明瞭であること。  
歳出……主管、部、款、項、目  
歳入……所管、組織、項、目
- \* 事前性の原則  
事前議決（財政法 26 条）  
空白防止……暫定予算（財政法第 30 条）
- \* 限定性の原則（財政法 33 条）
  - ・ 質的限定  
移用……異なる組織間または異なる項の間の経費の融通。原則として禁止。  
流用……同一部局内での、項の中の目の間の相互融通。財務大臣の承認を要する。
  - ・ 量的限定
  - ・ 時間的限定  
年度性の原則（財政法 11 条） 財政年度は、4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

\* 厳密性の原則

予算の見積もりはできるだけ正確であること。

予算の構成

\* 予算総則（財政法 22 条）

基礎的事項を条文形式で規定したもの

一般会計の国債発行限度額

特別会計の借入金限度額

国庫債務負担行為の限度額

予算の移用の範囲、等

\* 歳入歳出予算（財政法 14 条の 1）

当該会計年度の歳入歳出見積り

議定科目は項まで（財政法第 23,25 条）

目は、行政科目とよばれ、参考とされるにすぎない。

（財政法第 2 条第 4 号）

歳入：一会計年度における一切の収入（国の需要を満たすもの）

歳出：一会計年度における一切の支出（国の需要を満たすもの）

\* 継続費（財政法 14 条の 2）

権限付与の範囲：総額の負担権限、及び後年度にわたる支出権限

債務負担の権限と同時に支出権限も与えられるところ

が継続費と違う点。

債務を行う年度：初年度に限らず 5 年にわたることも可能

完成までに原則として 5 年以内の事業の場合、経費の

総額と年度ごとの支出額を予め国会で一括議決。

対象経費：工事、製造、その他の経費に限定

\* 国庫債務負担行為（財政法 15 条）

権限付与の範囲：総額の債務負担権限のみ

後年度の債務を負担する行為を予め国会で議決

支出については改めて国会で議決

債務を行う年度：初年度に全額債務負担

対象経費：特に限定なし

\* 繰越明許費（財政法 14 条の 3）

年度内に支出が終了しない経費について明記し、国会の議決を経て翌年

度に支出。歳出予算繰越の大半を占める。

予算の種類

\* 会計区分別

一般会計予算

通常の歳入、歳出の総合

特別会計予算

特殊な事業、施設、資金、費用等を分離して計上。形式は一般会計と同じ。

\* 事業特別会計（24）

企業特別会計（1） 国有林野事業

保険事業特別会計（9） 厚生保険、国民年金保険、地震再保険、森林保険、など

公共事業特別会計（5） 道路整備、港湾整備、など

行政的事業特別会計（8） 登記、特許、食糧管理、など

融資事業特別会計（2） 産業投資

\* 資金運用特別会計（2） 財政融資資金、外国為替資金

\* その他（4） 交付税及び譲与税配付金、国債整理基金、など

政府関係機関予算

9 機関（平成 16 年度）

国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、

公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、

中小企業総合事業団の一部門（信用保険部門）

国際協力銀行、日本政策投資銀行

#### \* 形態別

当初予算（本予算）（憲法第 86 条）  
補正予算（財政法第 29 条）  
暫定予算（財政法第 30 条）

## 2.2 予算の編成、執行、決算

#### 予算の編成過程

概算要求 -> 査定・財務原案内示 -> 復活折衝・政府案決定 -> 予算案の国会提出 --->  
---> 国会における予算案審議 -> 予算成立

#### 予算の執行

##### 予算の配賦

予算の成立後、内閣は財務大臣から送付された予算について各省庁に通知する。  
このことを予算の配賦という。

##### 予算の執行

各省庁は予算の配賦に基づいて、歳入、歳出を実行すること。  
予算執行に伴う国庫金の出納事務を全て日本銀行が行う（会計法第 34 条）

#### 決算と会計検査

決算は、一会計年度の歳入歳出予算の執行実績を取りまとめたもの  
出納事務の完結期限……翌年度の 7 月末までに、省庁の長が財務大臣に提出する  
（財政法第 37,38 条）

財務省が決算を作成

決算は、翌年度の 11 月末までに会計検査院に送らなければならない、（財政法第 39 条）  
会計検査院の検査を受け、内閣は翌年中にその検査報告を添えて国会に提出しなければならせない。（憲法第 90 条）

## 2.3 財政投融资

#### 財政投融资

財政投融资とは、政府の投融资活動の総称である。  
財政融資、産業投資、政府保証の資金を、特別会計、政府関係機関、準政府企業、  
地方公共団体に対して 5 年以上の期間で投融资（出資、貸付け、債券引受）を行う。

#### 財政投融资計画

政府の 5 年以上の投融资計画であって、毎年度の予算とともに策定される。  
昭和 28 年以来国会に提出されている。

原資（平成 16 年度：20.49 兆円）

##### 財政融資

財政融資資金（14.13 兆円）  
郵便貯金資金（0.70 兆円） 郵便貯金は平成 13 年 4 月から原則的に自主運用  
簡易生命保険資金（1.20 兆円） 簡保資金も平成 13 年 4 月から原則的に自主運用  
産業投資（0.08 兆円）  
政府補償（4.38 兆円）

#### 運用

財投対象機関（平成 16 年度）

13 機関 住宅金融公庫、日本道路公団、地方公共団体、国際投資銀行、など

#### 財政投融资の機能

##### \* 補完機能

一般政府活動を補完する機能

一般政府活動が、一般会計による、基本的に単年度の事業であるのに対して、財政投融資は5年以上の期間に渡る資金供給であり、一般会計では実行の困難な長期的な事業を遂行できる。

また、融資活動により、収益的な社会資本の建設が可能である。

政策目的の変化、景気の変化に弾力的に対応できる。

政策金融

リスクの高い、先行投資プロジェクトを補助

特定産業（戦略産業等）を補助

\* 資源配分機能

資金供給により、間接的に資源を配分する機能をもつ。

政策誘導効果

\* 管理機能

公共資金を管理する機能

民間から集めた資金を、公共目的に投融資するような資金管理方式。

安定的資金供給